

千葉県クリーニング業法施行細則（昭和63年千葉県規則第25号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（承継届）</p> <p><b>（新設）</b></p> <p><b>第4条</b> 施行規則<b>第2条の2第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（相続）（様式第5号）によるものとする。</p> <p><b>2</b> 施行規則<b>第2条の3第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（合併）（様式第6号）によるものとする。</p> <p><b>3</b> 施行規則<b>第2条の4第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（分割）（様式第7号）によるものとする。</p> <p><b>4</b> クリーニング所を開設している場合は、<b>前3項</b>の届出書に確認証を添付するものとする。</p> <p>（確認証の書換え交付）</p> <p>第5条 市長は、第2条第3項後段及び<b>前条第4項</b>の規定により確認証の提出を受けたときは、それを提出した者に確認証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（承継届）</p> <p><b>第4条 施行規則第2条の2第1項に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（譲渡）（様式第4号の3）によるものとする。</b></p> <p><b>2</b> 施行規則<b>第2条の3第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（相続）（様式第5号）によるものとする。</p> <p><b>3</b> 施行規則<b>第2条の4第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（合併）（様式第6号）によるものとする。</p> <p><b>4</b> 施行規則<b>第2条の5第1項</b>に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届（分割）（様式第7号）によるものとする。</p> <p><b>5</b> クリーニング所を開設している場合は、<b>前各項</b>の届出書に確認証を添付するものとする。</p> <p>（確認証の書換え交付）</p> <p>第5条 市長は、第2条第3項後段及び<b>前条第5項</b>の規定により確認証の提出を受けたときは、それを提出した者に確認証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

改正前

様式第1号(表)

クリーニング所開設届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者本籍	
営業者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	フリガナ
	所 在 地	千葉市 区 (電話)
	種 別	一般 ・ 取次所
	消毒を要する洗濯物*	取り扱う ・ 取り扱わない
	構造及び設備の概要*	
開設予定年月日		年 月 日

手数料領収印 円	受 付 印

改正後

様式第1号(表)

クリーニング所開設届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者本籍	
営業者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	フリガナ
	所 在 地	千葉市 区 (電話)
	種 別	一般 ・ 取次所
	消毒を要する洗濯物*	取り扱う ・ 取り扱わない
	構造及び設備の概要*	
開設予定年月日		年 月 日

手数料領収印 円	受 付 印

改正前

様式第1号(裏)

管 理 人	本籍			
	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍*			
	住所*			
	氏名*	生年月日*	年	月 日
	登録番号*	都・道・府・県第 号		確認
	登録年月日*	年 月 日		
従事者数*	人			

添付書類（下線の書類については、保健所で原本を確認した後返却します。）

- 1 クリーニング所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）及び案内図
- 2 従事者中にクリーニング師のある場合にあっては、その者のクリーニング師免許証
- 3 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) クリーニング師の氏名
- 4 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 5 事業譲渡の場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

【事業譲渡の場合】

事業譲渡により譲り受けたものから変更がない場合に限り、\*印の事項については記載を省略、添付書類1～2については添付を省略することができます。

私は、本施設の営業を

\_\_\_\_\_ から譲り受け（ました・ます）。

改正後

様式第1号(裏)

管 理 人	本籍			
	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍			
	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日
	登録番号	_____都・道・府・県第 号		確認
	登録年月日	年 月 日		
従事者数	人			

添付書類

- 1 クリーニング所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）及び案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) クリーニング師の氏名
- 3 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

従事者中にクリーニング師のある場合は、その者のクリーニング師免許証

改正前

様式第1号の2 (表)

無店舗取次店営業届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者本籍	
営業者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称	フリガナ
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
車両の保管場所	
営業区域 <sup>2</sup>	
消毒を要する洗濯物 <sup>3</sup>	取り扱う ・ 取り扱わない
業務用車両の構造の概要 <sup>2</sup>	
営業開始予定年月日	年 月 日

受付印
-----

改正後

様式第1号の2 (表)

無店舗取次店営業届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者本籍	
営業者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称	フリガナ
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
車両の保管場所	
営業区域	
消毒を要する洗濯物	取り扱う ・ 取り扱わない
業務用車両の構造の概要	
営業開始予定年月日	年 月 日

受付印
-----

改正前

様式第1号の2 (裏)

ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍 <sup>*</sup>			
	住 所 <sup>*</sup>			
	氏 名 <sup>*</sup>	生年月日 <sup>*</sup>	年 月 日	
	登 録 番 号 <sup>*</sup>	_____都・道・府・県第 _____号		確認
	登 録 年 月 日 <sup>*</sup>	_____年 _____月 _____日		
従 事 者 数 <sup>*</sup>	人			

添付書類 (下線の書類については、保健所で原本を確認した後返却します。)

- 1 業務用車両の平面図 (構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面)
- 2 従事者中にクリーニング師のある場合にあっては、その者のクリーニング師免許証
- 3 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) クリーニング師の氏名
- 4 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 5 事業譲渡の場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

**【事業譲渡の場合】**

事業譲渡により譲り受けたものから変更がない場合に限り、\*印の事項については記載を省略、添付書類1～2については添付を省略することができます。

私は、本施設の営業を  _____ から譲り受け (ました・ます)。
--

様式第2号 (表) (略)

改正後

様式第1号の2 (裏)

ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍			
	住 所			
	氏 名	生年月日	年 月 日	
	登 録 番 号	_____都・道・府・県第 _____号		確認
	登 録 年 月 日	_____年 _____月 _____日		
従 事 者 数	人			

添付書類

- 1 業務用車両の平面図 (構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面)
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) クリーニング師の氏名
- 3 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

従事者中にクリーニング師のある場合は、その者のクリーニング師免許証

様式第2号 (表) (略)

改正前	改正後
<p>様式第2号（裏）</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クリーニング所の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面</li> <li>2 <u>クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証*</u></li> <li>3 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書</li> <li>4 <u>クリーニング所検査確認証の記載事項を変更した場合は、当該クリーニング所検査確認証</u></li> </ol> <p><u>*印の書類については、保健所で原本を確認した後返却します。</u></p> <p>様式第2号の2（表）（略）</p> <p>様式第2号の2（裏）</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務用車両の構造を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面</li> <li>2 <u>クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証*</u></li> <li>3 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書</li> </ol> <p><u>*印の書類については、保健所で原本を確認した後返却します。</u></p> <p>様式第3号～様式第4号の2（略）</p>	<p>様式第2号（裏）</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クリーニング所の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面</li> <li>2 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書</li> <li>3 <u>クリーニング所検査確認証の記載事項を変更した場合は、当該クリーニング所検査確認証</u></li> </ol> <p><u>○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。</u> <u>クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証</u></p> <p>様式第2号の2（表）（略）</p> <p>様式第2号の2（裏）</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務用車両の構造を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面</li> <li>2 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書</li> </ol> <p><u>○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。</u> <u>クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証</u></p> <p>様式第3号～様式第4号の2（略）</p>

改正前

(新設)

改正後

**様式第4号の3 (表)**

クリーニング業営業者承継届 (譲渡)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

譲受者本籍	
譲受者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
譲受者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	フリガナ
クリーニング所の所在地	千葉市 区 (電話)
無店舗取次店	業務用車両の保管場所
	自動車登録番号又は車両番号
確認番号	第 号 確認年月日 年 月 日
譲渡者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
譲渡者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
譲渡年月日	年 月 日

受付印

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p>          <p>様式第5号～様式第8号（略）</p>	<p><b><u>様式第4号の3（裏）</u></b></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 営業の譲渡が行われたことを証する書類</li> <li>2 譲受者が法人である場合にあっては、登記事項証明書</li> <li>3 譲受者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称</li> <li>(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号</li> <li>(3) 従事者数</li> <li>(4) クリーニング師の氏名</li> </ol> </li> <li>4 クリーニング所においては、現に交付を受けているクリーニング所検査確認証</li> </ol>    <p>様式第5号～様式第8号（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。